

平成28年11月30日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己 殿

福島第一原子力発電所事故からの農林業再生に係る申入れ

自由民主党東日本大震災復興加速化本部長
額賀 福志郎

東京電力福島第一原子力発電所の事故から、間もなく6年となる。この間の取組みによって避難指示の解除が進みつつあるが、避難指示区域内等での農林業の再開については依然として課題が山積している。度重なる政府等の調査結果は、福島県の農林産品に対する風評被害が根強いことを示している。

自由民主党東日本大震災復興加速化本部においては、かかる状況の下で、福島県の基幹産業である農林業の再生と、それを通じた地域の復興を加速化する観点から、営農再開の促進や福島県産の農林産品に係る風評の払拭に向けて取組みを進めてきている。直近では、本年8月24日に、営農再開に向けた支援拡充、風評対策の抜本的強化、適切な農林業賠償のあり方の東京電力による早期提示について、与党提言を行ったところである。

その後、東京電力は9月21日に農林業賠償の素案を提示したが、同素案では内容的に全く不十分である、風評対策等の強化が必要であるとする要望書が、11月15日にJAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会および、福島県原子力損害対策協議会から当本部に対して提出されている。

このような状況の下では、来年以降の農林業賠償についての農林業関係者の不安を一刻も早く解消することが、喫緊の課題である。東京電力及び国に対しては、下記に沿った速やかな対応を申し入れる。

1. 東京電力は、損害がある限り賠償するという方針、農林業の風評被害が当面は継続するとの認識を明確に示すこと。

その上で、避難指示区域内等に係る損害賠償額について、素案の（年間逸失利益の）「2倍相当額」を「3倍相当額」に見直し、3年後以降についても、農林業固有の特性により損害が継続する場合には、適切に対応することを明確にすること。

また、避難指示区域外における風評賠償については、平成29年1月から1年間を目途として、現行の賠償を継続することとし、平成29年末までに、平成30年以降の風評賠償の具体的なあり方について、農林業関係者の意見をしっかりと踏まえた上で確定させること。

さらに、国による営農再開支援や風評払拭に向けた取組みに対して、適切に協力すること。

2. 国は、福島県とも連携して、被災12市町村の営農者の方々の再開に向けた努力を今後とも強力に後押しすること。

その際、避難指示の解除や帰還困難区域における復興拠点の整備等の状況も踏まえつつ、帰還困難区域の営農者の方々も含めた個別訪問を通じて丁寧に課題を把握し、設備投資補助を含めた営農再開支援、希望する営農者への農地紹介等の支援策の充実に努めること。

3. 国は、福島県産の農林産品に対する風評被害の払拭に向けた取組みの具体策を、与党提言に沿って、早急に明らかにすること。

その際、安全性の検査・認証や販路の回復・開拓等に対する支援策に加え、国が前面に立った風評被害の実態調査、流通業者への指導等の適切な措置をとることとし、その旨を法的に位置付けること。

また、国、県、農業関係者等が一体となって、風評対策等に継続的に取り組めるような体制を構築すること。